最近における消費税法の改正と裁決事例から見た消費税の疑問点

平成28年度の消費税法の改正により我が国の消費税についても軽減税率が採用され、それに併せてインボイス方式が導入されることとされた。

また、消費税は平成元年の導入から四半世紀が経過し、我が国の基幹税目となっているが、所得税・法人税と課税関係の取扱い等が異なる部分も多いことから、いまだに消費税固有の誤りが多くみられるところである。

そこで、本研修では、最近における消費税法の改正事項と裁決事例から見た消費税の疑問点として次の事項について学習することとする。

- 1 軽減税率及びインボイス制度の導入について
 - ・軽減税率の対象
 - ・ 仕入税額控除方式の改正
 - 適格請求書発行事業者の登録
 - 適格請求書発行事業者の義務
 - ・免税事業者からの課税仕入に係る経過措置

- 2 最近における消費税法の改正事項に関する注意点
 - ・小規模事業者に係る納税義務の免除に関する改正等
 - ・国境を越えた役務の提供に係る課税に関する改正等
 - 輸出物品販売場免税に関する改正等
- 3 裁決事例から見た消費税の課税関係に関する疑問点 及び注意事項等

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師紹介 税理士和氣光氏

平成 4年 国税庁消費税課課長補佐

平成 8年 東京国税局川崎南税務署副署長

平成 9年 税務大学校研究部教授

平成12年 東京国税局調查第1部特別国税調查官

平成13年 同 麻布税務署副署長

平成14年 東京国税局課税第2部統括国税調查官

平成16年 同 消費税課長

平成17年 同 町田税務署長

平成20年 同 豊島税務署長を経て

平成21年 税理士、青山学院大学大学院客員教授

= 開催要領 =

- 1. 日 時 平成28年12月19日(月)10時00分~16時00分(受付開始9時30分)
- 3. 定員・受講料 150名(先着順)・1名 10,000円(昼食付き)
- 4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。 先着順に受付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。 また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
 - ・研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いく ださい。
 - ・キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降の キャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
- 5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合 (電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 http://www.tochizeikyo.com)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース 10 月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元にない方は、協同組合事務局 (TEL045-243-0551) 宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。